

県民グループ企画支援事業における企画の選考要領

1 選考委員会の構成

県民グループ企画支援事業における助成対象企画の採択の可否は、選考委員会により決定するものとし、選考委員会は、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課職員及び佐賀県立男女共同参画センターの事業統括以下の職員等4名（以下、「選考委員」という。）で構成することとする。

2 選考基準の評価項目

選考にあたっては、次の項目について評価するものとする。

- ア 男女共同参画の視点があり、男女共同参画の推進につながる取組であるか。
- イ 企画内容にグループの独自性や新たな取組があるか。
- ウ 県民の関心を集め、事業効果を県民や地域社会が広く受けることができるか。
- エ 準備から企画実施、実績報告まで、グループが主体的に実施できる体制であるか。
- オ 企画内容及び経費見積が具体的で実施可能であるか。

3 選考基準の評価項目毎の配点

選考基準の評価項目毎に、各選考委員が、大いに認められる場合は「5」、かなり認められる場合は「4」、認められる場合は「3」、あまり認められない「2」、全く認められない「1」の5段階評価を行う。

4 採択の基準

各評価項目において、全選考委員の得点の合計が満点の6割以上に達した企画を採択の対象とし、得点の上位から順に選考委員が予算の範囲内で採択を決定する。

5 選考について

選考は、募集締切日までに所定の申込書を提出された企画について行い、当該年度の予算の範囲を超えた場合は、採択しないことができることとする。